

令和5年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

1 要旨・目的

社会福祉法人及び社会福祉施設における適切な運営等を監督するため、社会福祉法等の規定に基づき実施した令和5年度の指導監査の状況について、取りまとめ結果を報告する。

2 現状・背景

社会福祉法人については、社会福祉法第56条等に基づき、所管庁が実地による指導監査を行うこととなっている。

また、社会福祉施設については、社会福祉法第70条及び児童福祉法等の個別法等に基づき、所管庁が書面又は実地による指導監査を行うこととなっている。

3 概要

(1) 監査対象

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設（公立施設を含む。）のうち、県が所管するもの。

(2) 監査期間

令和5年8月～令和6年3月

(3) 実施状況

(単位:法人、施設、%)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
社会福祉法人	64	22(22)	34.3(34.3)	65	23(23)	35.3(35.3)
社会福祉施設	315	173(83)	54.9(26.3)	308	172(126)	55.8(40.9)
児童のための施設	121	121(61)	100.0(50.4)	114	114(95)	100.0(83.3)
高齢者のための施設	157	15(15)	9.5(9.5)	157	20(20)	12.7(12.7)
障害者のための施設	37	37(7)	100.0(18.9)	37	37(10)	100.0(27.0)

- (注) 1 ()内は、実地による指導監査の実施数及び実施率。
 2 児童のための施設には、障害児の施設を含む。
 3 小数点第2位以下は切り捨て。

(4) 監査結果

ア 指摘件数

(単位:法人、施設、%)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	実施数	指摘法人・施設数	指摘率	実施数	指摘法人・施設数	指摘率
社会福祉法人	22(22)	19(19)	86.3(86.3)	23(23)	22(22)	95.6(95.6)
社会福祉施設	173(83)	63(35)	36.4(42.1)	172(126)	64(64)	37.2(50.7)
児童のための施設	121(61)	57(32)	47.1(52.4)	114(95)	52(52)	45.6(54.7)
高齢者のための施設	15(15)	1(1)	6.6(6.6)	20(20)	2(2)	10.0(10.0)
障害者のための施設	37(7)	5(2)	13.5(28.5)	37(10)	10(10)	27.0(100.0)

- (注) 1 ()内は、実地により指導監査した社会福祉法人、社会福祉施設の数及び指摘率
 2 小数点第2位以下は切り捨て。

イ 指摘事項

(単位:法人、施設、%)

区 分	主 な 指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
		指摘法人 ・施設数 (B)	指摘率 (B/A)	指摘法人 ・施設数	指摘率
社会福祉法人 ・実施法人 22 (A) ・指摘法人 19 ・指摘延件数 216	経理規程の未整備又は実態との乖離	15	68.1	11	47.8
	経理事務処理が不十分	14	63.6	20	86.9
	注記の記載が不十分	13	59.0	10	43.4
	決算関係書類が不適切	12	54.5	10	43.4
	理事会の議事録の記録及び保存が不適切	10	45.4	3	13.0
児童のための施設 ・実施施設 121 (A) ・指摘施設 57 ・指摘延件数 112	児童の健康診断の実施が不十分	19	15.7	0	0.0
	消火、通報、避難等の訓練が不十分	14	11.5	0	0.0
	福祉サービスの自己評価が未実施	9	7.4	11	9.6
	年休の取得が不十分	9	7.4	0	0.0
	危険箇所等の点検・整備が不十分	8	6.6	4	3.5
高齢者のための施設 ・実施施設 15 (A) ・指摘施設 1 ・指摘延件数 1	感染症及び食中毒防止対策の研修・指針が不十分	1	6.6	0	0.0
	就業規則、管理規程の不備又は実態と不整合	0	0.0	2	10.0
障害者のための施設 ・実施施設 37 (A) ・指摘施設 5 ・指摘延件数 14	運営規程の整備(修正)が不十分	2	5.4	5	13.5
	身体拘束等の記録が不十分	2	5.4	1	2.7
	入所者預り金管理に関する事務処理が不十分	2	5.4	1	2.7
	施設におけるケアが不適切	1	2.7	0	0.0
	その他(苦情解決の体制が不十分等)	1	2.7	1	2.7

(注) 1 主な指摘事項は、指摘件数の多かった上位5位までの内容。

2 小数点第2位以下は切り捨て。

(5) 指摘事項への対応状況

指摘事項のあった社会福祉法人・社会福祉施設については、指導監査後、文書による報告を受け、改善状況の確認を行った。